

令和3年6月11日

令和3年第2回登米市議会定例会
6月定期議会 議案

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
報告第8号	継続費繰越計算書について	5
報告第9号	繰越明許費繰越計算書について	7
報告第10号	事故繰越し繰越計算書について	10
報告第11号	令和2年度登米市水道事業会計予算の繰越計算書について	12
報告第12号	令和2年度登米市下水道事業会計予算の繰越計算書について	14
報告第13号	令和2年度登米市病院事業会計予算の繰越計算書について	16
報告第14号	登米市税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について	18
報告第15号	損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告について	26
議案第56号	令和3年度登米市一般会計補正予算（第5号）	別冊
議案第57号	令和3年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第58号	登米市基金条例の一部を改正する条例について	27
議案第59号	登米市公民館条例の一部を改正する条例について	28
議案第60号	登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	29
議案第61号	登米市南方定住促進センター条例の一部を改正する条例について	30
議案第62号	登米市東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について	31
議案第63号	財産の取得について	40
議案第64号	市の境界変更について	41
議案第65号	市の境界変更に伴う財産処分に関する協議について	43
議案第66号	市道路線の認定、廃止について	46

報告第8号

継続費繰越計算書について

令和2年度登米市一般会計予算の継続費年割額に係る経費のうち支出を終わらなかったものについて、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により報告する。

令和3年6月11日提出

登米市長 熊谷盛廣

(別紙)

令和2年度 登米市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和2年度継続費予算現額		支出済額 及び 支出見込額	残額	翌年度 通次繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度 通次繰越額				繰越金	国県支出金	地方債	その他
9	消防費	1 消防費	628,119,000	485,627,000	485,627,000	461,493,000	24,134,000	24,134,000	34,000	24,100,000	0	0
		合計	628,119,000	485,627,000	485,627,000	461,493,000	24,134,000	24,134,000	34,000	24,100,000	0	0

報告第9号

繰越明許費繰越計算書について

令和2年度登米市一般会計予算の繰越明許費について、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和3年6月11日提出

登米市長 熊谷盛廣

令和２年度 登米市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入特定財源	未収入特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	
					円	円	円	円	円
2 総務費	1 総務管理費	システム管理事業	737,000	737,000					737,000
	3 民生費	1 社会福祉費	2,500,000	2,100,000	2,100,000				
4 衛生費	2 児童福祉費	障害者福祉諸事業	38,766,000	38,721,000	38,721,000				
		老人福祉一般管理事業	48,445,000	48,400,000	48,400,000				
		児童福祉一般管理事業	3,828,000	2,473,000	2,473,000				
	1 保健衛生費	予防接種事業	16,173,000	16,173,000	4,606,000				11,567,000
	1 農業費	畜産振興事業	20,000,000	15,159,000	15,159,000				
6 農林水産業費	2 林業費	農業用排水施設等維持管理事業	4,163,000	2,546,000					2,546,000
		県営かんがい排水事業	185,000	185,000		100,000			85,000
		経営体育成基盤整備事業	1,186,000	1,186,000		1,000,000			186,000
		農村環境改善センター維持管理事業	617,000	172,000	172,000				
7 商工費	1 商工費	林業振興事業	11,570,000	11,567,000	9,968,000				1,599,000
		中小企業振興資金融資事業	4,100,000	4,100,000	4,100,000				
	2 観光費	商工振興育成事業	38,190,000	21,570,000	100,000		20,400,000		1,070,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	観光事業	4,399,000	4,111,000	2,000,000				
		観光施設管理事業	178,373,000	178,373,000	165,644,000		12,000,000		729,000
		道路維持補修事業	65,100,000	65,100,000	34,775,000		28,800,000		1,525,000
		道路新設改良事業	330,801,000	277,243,000	322,000		170,400,000		7,834,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入特定財源		未収入特定財源			その他
					円	円	円	円		
		橋りよう維持補修事業	244,800,000	216,450,000	100,000	112,578,000	77,000,000	13,850,000	12,922,000	
	3	河川維持事業	12,741,000	8,640,000	40,000		8,600,000			
9	1	消防費	36,702,000	36,702,000			29,900,000		6,802,000	
10	1	教育総務費	5,466,000	5,466,000		5,466,000				
	2	小学校費	34,943,000	34,463,000		25,343,000			9,120,000	
		教育振興一般管理事業	311,120,000	311,120,000		220,327,000	83,600,000		7,193,000	
	3	中学校費	13,617,000	13,140,000		9,217,000			3,923,000	
		教育振興一般管理事業	156,662,000	156,662,000		112,433,000	40,700,000		3,529,000	
	5	社会教育費	3,044,000	1,209,000		1,209,000				
		公民館施設管理事業	1,231,000	549,000		549,000				
	6	保健体育費	5,794,000	2,041,000		2,041,000				
		海洋センター管理事業	243,000	114,000		114,000				
11	1	農林水産業施設災害復旧費	30,851,000	30,851,000			20,000,000		10,851,000	
		農業用施設災害復旧事業	18,843,000	17,275,000		5,931,000	1,600,000		9,744,000	
	2	公共土木施設災害復旧費	84,680,000	84,680,000		20,801,000	29,500,000		34,379,000	
		道路橋りよう災害復旧事業	2,000,000	2,000,000			2,000,000			
	4	その他公共施設等災害復旧費	4,400,000	4,400,000					1,700,000	
		衛生労働施設災害復旧費	63,269,000	63,269,000			63,200,000		69,000	
	合計			1,678,947,000	1,678,947,000	12,530,000	932,957,000	591,500,000	13,850,000	128,110,000

報告第 10 号

事故繰越し繰越計算書について

令和 2 年度登米市一般会計予算の事故繰越しについて、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第 3 項の規定により報告する。

令和 3 年 6 月 11 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

(別紙)

令和2年度 登米市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額 円	左の内訳		支出負担 行為予定額 円	翌年度 繰越額 円	既取入 特定財源 円	左の財源内訳				説明
				支出済額 円	支出未済額 円				国県支出金 円	未収入特定財源	一般財源		
				地方債 円	その他 円								
10	教育費	1 教育総務費	1,783,100	1,783,100	1,783,100	1,784,000	1,784,000				1,784,000		令和3年3月18日奉令の宮城県緊急事態宣言による移動自粛要請に伴い、県外受託業者の対応により、業務が中断したため
11	災害復旧費	1 農林水産業施設 1 設災害復旧費	153,446,700	103,972,700	49,474,000	49,474,000	49,474,000				49,474,000		災害現場が林道終点付近に位置し、度重なる降雪と低温による地盤凍結等により、工事が中断したため
合 計			155,229,800	103,972,700	51,257,100	51,258,000	51,258,000				51,258,000		

報告第 11 号

令和 2 年度登米市水道事業会計予算の繰越計算書について

令和 2 年度登米市水道事業会計予算について、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により報告する。

令和 3 年 6 月 11 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

(別紙)

令和２年度登米市水道事業会計予算の繰越計算書

1 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明		
						企業債	負担金・補償金	国庫補助金	出資金			当年度損益勘定留保資金	
11	1	建設改良費	392,496,000	365,882,019	15,400,000	0	11,406,980	0	0	3,993,020	11,213,981	0	他事業との調整に不測の日数を要したため
		計	392,496,000	365,882,019	15,400,000	0	11,406,980	0	0	3,993,020	11,213,981	0	

報告第 12 号

令和 2 年度登米市下水道事業会計予算の繰越計算書について

令和 2 年度登米市下水道事業会計予算について、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により報告する。

令和 3 年 6 月 11 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

(別紙)

令和2年度登米市下水道事業会計予算の繰越計算書

1 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

項 目	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな目資産の 購入限度額	説明		
					企業債	国・県補助金	出資金	分担金及び 負担金			当年度損益勘定 留保資金	不用額
11	1 建設改良費	590,869,000	207,779,143	365,590,000	272,000,000	88,600,000	0	0	4,990,000	17,499,857	0	関係機関との協議及び入札不調により契約手続に不測の日数を要したため
		476,223,000	291,452,306	165,900,000	83,300,000	82,500,000	0	0	100,000	18,870,694	0	国庫補助金の追加内示に伴う工事を補工及び入札不調により契約手続に不測の日数を要したため
	計	1,067,092,000	499,231,449	531,490,000	355,300,000	171,100,000	0	0	5,090,000	36,370,551	0	

報告第13号

令和2年度登米市病院事業会計予算の繰越計算書について

令和2年度登米市病院事業会計予算について、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和3年6月11日提出

登米市長 熊谷盛廣

(別紙)

令和2年度登米市病院事業会計予算の繰越計算書

1 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						補助金	企業債			
1 資本的支出	1 建設改良費	健康保険証オンライン資格確認システム導入事業	9,532,000	6,259,015	2,730,000	2,530,000	200,000	542,985		オンライン資格確認システムに使用する端末の納品に不測の日数を選し、年度内の売了が見込めないため
			9,532,000	6,259,015	2,730,000	2,530,000	200,000	542,985		
		計								

報告第 14 号

登米市税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告 について

令和 3 年 3 月 31 日、登米市税条例（平成 17 年登米市条例第 65 号）等の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 6 月 11 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、登米市税条例（平成 17 年登米市条例第 65 号）等の一部改正について、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 3 月 31 日

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市税条例等の一部を改正する条例

（登米市税条例の一部改正）

第 1 条 登米市税条例（平成 17 年登米市条例第 65 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条第 2 項中「及び扶養親族」の次に「（年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第 34 条の 7 第 1 項中「同項」を「法第 314 条の 7 第 1 項」に、「同条第 2 項」を「法第 314 条の 7 第 2 項」に改める。

第 36 条の 3 の 2 第 4 項中「所得税法第 198 条第 2 項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第 48 条の 9 の 7 の 2 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす」に改め、「次条第 4 項」の次に「及び第 53 条の 9 第 3 項」を加える。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢 16 歳未満の者に限る」に改め、同条第 4 項中「所得税法第 203 条の 6 第 6 項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第 48 条の 9 の 7 の 3 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす」に改める。

第 53 条の 8 第 1 項第 1 号中「次条第 2 項及び」の次に「第 3 項並びに」を加える。

第 53 条の 9 に次の 2 項を加える。

3 第 1 項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第 48 条の 18 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第81条の4第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。
附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条の2第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項を削り、同条第18項を同条第16項とし、同項の次に次の1項を加える。

17 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第10条の2第19項を同条第18項とする。

附則第11条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和

4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加える。

附則第15条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第15条の2中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第15条の2の2第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第16条第1項中「車両番号の指定」の次に「(次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。)」を加え、同条第2項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受

けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第22条第2項中「令和3年度」を「令和8年度」に改める。

附則第26条に次の1項を加える。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

（登米市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 登米市税条例等の一部を改正する条例（令和2年登米市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、登米市税条例第48条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改める。

第2条のうち、登米市税条例第50条第4項の改正規定中「又は第31項」

に」の次に「、「第 48 条の 15 の 5 第 4 項」を「第 48 条の 15 の 4 第 4 項」に」を加える。

第 2 条のうち、登米市税条例第 52 条の改正規定中「第 52 条第 4 項」を「第 52 条第 3 項中「第 48 条の 15 の 5 第 4 項」を「第 48 条の 15 の 4 第 4 項」に改め、同条第 4 項」に改める。

第 2 条のうち、登米市税条例附則第 3 条の 2 第 2 項の改正規定の次に次のように加える。

附則第 4 条第 1 項中「及び第 4 項」及び「又は法人税法第 81 条の 24 第 1 項の規定により延長された法第 321 条の 8 第 4 項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第 2 項中「又は法第 321 条の 8 第 4 項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中登米市税条例附則第 6 条の改正規定 令和 4 年 1 月 1 日
- (2) 第 1 条中登米市税条例第 24 条第 2 項及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項の改正規定並びに同条例附則第 5 条第 1 項の改正規定並びに次条第 3 項の規定 令和 6 年 1 月 1 日
- (3) 附則第 3 条第 4 項の規定 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和 3 年法律第 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日
- (4) 第 1 条中登米市税条例附則第 10 条の 2 第 18 項を同条第 16 項とし、同項の次に 1 項を加える改正規定（第 17 項に係る部分に限る。） 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 31 号）の施行の日
(市民税に関する経過措置)

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の登米市税条例（以下「新条例」という。）第 36 条の 3 の 2 第 4 項の規定は、この条例の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った第 1 条の規定による改正前の登米市税条例（次項において「旧条例」という。）第 36 条の 3 の 2 第 4 項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

2 新条例第 36 条の 3 の 3 第 4 項の規定は、施行日以後に行う新条例第 36 条の 3 の 2 第 4 項に規定する電磁的方法による新条例第 36 条の 3 の 3 第 4 項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第 36 条の 3 の 2 第 4 項に規定する電磁的方法による旧条例第 36 条の 3 の 3 第 4 項に規定す

る申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

- 3 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。）附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 4 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する家屋及び構築物（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以降に取得

された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

報告第 15 号

損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年6月11日提出

登米市長 熊谷盛廣

区分	専決処分年月日	事故の概要	損害賠償額 和解内容
営造物の 管理瑕疵	令和3年5月17日	令和3年3月19日、登米市南方町沼崎前地内の市道において、相手方車両が通行した際、劣化により剥離した舗装片で相手方車両を破損させたもの	62,260円 その余の請求を 放棄
過失による物損事故	令和3年5月26日	令和3年4月30日、登米市豊里町笑沢地内のクリーンセンター敷地内において、リサイクル品回収かごから強風で飛ばされたアルミ製の皿が、ごみの直接搬入で来場していた相手方車両に当たり、破損させたもの	85,762円 その余の請求を 放棄

議案第58号

登米市基金条例の一部を改正する条例について

登米市基金条例（平成17年登米市条例第76号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和3年6月11日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市基金条例の一部を改正する条例

登米市基金条例（平成17年登米市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中(16)の項を削り、(17)の項を(16)の項とし、(18)の項から(23)の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 59 号

登米市公民館条例の一部を改正する条例について

登米市公民館条例（平成17年登米市条例第83号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和3年6月11日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市公民館条例の一部を改正する条例

登米市公民館条例（平成17年登米市条例第83号）の一部を次のように改正する。
別表の1の表迫公民館の項中

「

集会室	200円	—	100円
-----	------	---	------

を

」

「

集会室	200円	100円	100円
-----	------	------	------

に

」

改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の登米市公民館条例第17条第3項の規定による利用料金の承認の申請その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第 60 号

登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

登米市国民健康保険税条例（平成17年登米市条例第138号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和3年6月11日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

登米市国民健康保険税条例（平成17年登米市条例第138号）の一部を次のように改正する。

第5条中「22,000円」を「20,000円」に改める。

第23条第1号ア中「15,400円」を「14,000円」に改め、同条第2号ア中「11,000円」を「10,000円」に改め、同条第3号ア中「4,400円」を「4,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の登米市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 61 号

登米市南方定住促進センター条例の一部を改正する条例について

登米市南方定住促進センター条例（平成17年登米市条例第159号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和3年6月11日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市南方定住促進センター条例の一部を改正する条例
登米市南方定住促進センター条例（平成17年登米市条例第159号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 施設使用料

利用区分	使用料 (1時間あたり)	冷暖房料 (1時間あたり)	
		冷房	暖房
ミーティングルーム	300円	—	100円
研修室	200円	100円	100円
調理室	200円	—	100円
トレーニング兼大集会室	900円	—	500円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の登米市南方定住促進センター条例第14条第3項の規定による利用料金の承認の申請その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第 62 号

登米市東日本大震災復興特別区域法第 28 条第 1 項の規定に
基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について

登米市東日本大震災復興特別区域法第28条第 1 項の規定に基づく準則を定める条
例（平成24年登米市条例第33号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 3 年 6 月 11 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市東日本大震災復興特別区域法第 28 条第 1 項の規定に基づく準則を定め
る条例の一部を改正する条例

登米市東日本大震災復興特別区域法第 28 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条
例（平成 24 年登米市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 種区域の項中

「

登米市迫町北方字大洞 72 番 2、72 番 4 から 72 番 6 まで、104
番 2、104 番 17 から 104 番 19 まで及び 104 番 20

を

「

登米市迫町北方字大洞 72 番 2、72 番 4 から 72 番 8 まで、104
番 2、104 番 11、104 番 14、104 番 17 から 104 番 28 まで、
105 番 13、105 番 15、105 番 17、105 番 19、105 番 21、105 番
23 から 105 番 28 まで、106 番 2、110 番 1、110 番 3、113 番
2、113 番 4、114 番 5、122 番 2、133 番、字鼠田 6 番 4、6
番 6 から 6 番 8 まで、66 番 3、66 番 4 及び 67 番 5 から 67 番
7 まで

に改め、

同表 2 種区域の項を次のように改める。

2 種区域	登米市迫町佐沼字中江三丁目 24 番、28 番、字 中江四丁目 5 番 1、5 番 3 から 5 番 11 まで、 5 番 21、5 番 27 から 5 番 31 まで、11 番 1 か	100 分の 5 以上	100 分の 10 以上
-------	---	----------------	-----------------

ら 11 番 4 まで、12 番 2 から 12 番 11 まで、12 番 13 から 12 番 16 まで、29 番から 33 番まで、39 番から 41 番まで、46 番、字中江五丁目 4 番 1 から 4 番 20 まで、5 番 1 から 5 番 12 まで、5 番 14 から 5 番 18 まで、9 番 1 から 9 番 15 まで、19 番から 24 番まで、26 番、字萩洗一丁目 1 番 1 から 1 番 12 まで、2 番 1 から 2 番 21 まで、3 番 1 から 3 番 11 まで、4 番 1 から 4 番 6 まで、4 番 10 から 4 番 20 まで、17 番から 22 番まで、字萩洗二丁目 1 番 1 から 1 番 22 まで、2 番 1 から 2 番 9 まで、3 番 1 から 3 番 15 まで、4 番 1 から 4 番 12 まで、5 番 1 から 5 番 10 まで、13 番から 17 番まで、字江合一丁目 1 番 1 から 1 番 11 まで、1 番 13、1 番 14、2 番 1 から 2 番 11 まで、2 番 13 から 2 番 20 まで、3 番 1 から 3 番 7 まで及び 12 番から 16 番まで

登米市豊里町平林 102 番 3 から 102 番 5 まで、111 番 1 から 111 番 7 まで、111 番 11 から 111 番 13 まで、111 番 15、111 番 18 から 111 番 34 まで、111 番 37、111 番 38、111 番 40、111 番 43、111 番 45 から 111 番 48 まで、111 番 56、111 番 59、111 番 61 から 111 番 64 まで、111 番 67、111 番 69、112 番 1、112 番 3 から 112 番 11 まで、113 番 1 から 113 番 3 まで、114 番 2、114 番 3、114 番 5、119 番 1 及び 119 番 2

登米市津山町横山字細屋 74 番 1、74 番 4、74 番 6、74 番 10、74 番 11、90 番 2、90 番 8、90 番 16、90 番 17、90 番 19、90 番 20、90 番 25、90 番 26、90 番 30 から 90 番 34 まで、138 番 2、165 番及び 167 番

登米市南方町長者原 180 番及び迫町新田字寺志田 137 番 3

登米市南方町雷 18 番、79 番 1、80 番から 84

番まで、93番1、95番から98番まで、265番1、265番3、579番1、579番2、580番1、580番2、581番1、581番2、582番1、582番2、583番1から583番3まで、584番1から584番3まで、585番1から585番3まで、586番1から586番3まで、587番1から587番3まで、588番1、588番3及び588番4

登米市南方町実沢 43番2、45番1、45番2、45番4、46番、47番及び上平貝 209番2

登米市迫町新田字日向 95番1、95番2、95番7、95番8、95番10、96番1から96番5まで、97番1、97番2、98番2、103番2、107番、字下十五丸 78番1及び78番7から78番10まで

登米市米山町字桜岡峯前子 174番1、174番2、174番4、174番5、210番3、210番5及び211番1

登米市中田町宝江新井田字加賀野境 1番1、字新堀端 2番、字堀端 53番2、石森字入道坂 44番2及び字新野元 50番

登米市豊里町小口前 130番、155番1、156番から166番まで、蕪木 67番3、67番6から67番8まで、69番3、85番1、85番4から85番7まで及び105番2

登米市迫町佐沼字天神前 50番、54番、54番2、55番3、55番5、57番1、57番2、58番1、58番4、58番6、61番1、62番1、62番3、63番3、64番1、65番5、65番6、66番6、66番9、67番3、68番4、68番6、69番1、69番7、69番8、69番12、70番、71番1、73番1、73番2、75番1、76番1から76番3まで、77番1、77番2、78番2、78番3、79番、80番、81番1、81番2、81番4から81番9まで、81番13、81番14、83番、84番1から84番4まで、91番1から91

番3まで、99番、100番、101番1から101番5まで、102番2、103番、104番、字中江54番2、字中江一丁目2番1から2番5まで、3番1から3番6まで、4番1から4番6まで、5番1から5番15まで、5番17、5番19、5番20、6番1から6番16まで、14番から19番まで、24番、字中江二丁目1番1から1番7まで、2番1から2番13まで、3番1から3番3まで、8番から12番まで、15番、16番、23番及び25番

登米市迫町佐沼字一本杉37番1から37番4まで、37番6、37番7、37番9から37番12まで、39番1、39番2、40番1、40番2、42番1、43番1から43番5まで、44番1、45番1、字北散田46番、47番2、48番から50番まで、51番1、51番2、52番1、52番2、53番2、54番、55番1から55番3まで、55番5から55番8まで、55番10、55番11、59番、60番1、60番2、61番2、61番3、63番1、63番3、64番2、65番3、68番2、69番2、86番、91番1から91番3まで、92番から95番まで、96番1から96番3まで、97番、98番1から98番3まで、99番、100番1、100番3、101番から103番まで、104番1から104番4まで、105番から107番まで、109番から113番まで、114番1、114番2、115番1、115番2、116番1、116番2、117番1、117番2、118番、119番1、119番2、120番1、120番2、122番1、122番2、123番、124番1、124番2、125番1、125番2、126番1、127番、129番から133番まで、134番1、135番、136番1、136番2、137番、138番1、138番2、139番、140番、141番1、141番2、142番から144番まで、145番1、145番2、146番、147番、156番から158番まで、169番1から169番4まで、170番1

から 170 番 5 まで、170 番 7 から 170 番 10 まで、170 番 13、173 番 1 から 173 番 6 まで、174 番 1 から 174 番 3 まで、175 番 1 から 175 番 6 まで、175 番 8 から 175 番 11 まで、177 番から 181 番まで、191 番、192 番、202 番から 227 番まで、228 番 1 から 228 番 3 まで、229 番 1 から 229 番 3 まで、230 番、231 番 1 から 231 番 3 まで、232 番 1 から 232 番 3 まで、233 番 1 から 233 番 3 まで、234 番 1 から 234 番 3 まで、235 番 1 から 235 番 3 まで、236 番 1 から 236 番 3 まで、237 番、238 番 1 から 238 番 3 まで、239 番 1 から 239 番 3 まで、240 番 1 から 240 番 3 まで、241 番 1 から 241 番 3 まで、242 番 1 から 242 番 4 まで、243 番 1 から 243 番 3 まで、244 番、字散田 42 番 3、42 番 4、44 番 3、44 番 4、52 番から 54 番まで、56 番 1、56 番 2、字十五疇 114 番 5、114 番 24、118 番 2、137 番 13 から 137 番 17 まで、137 番 19、137 番 32、139 番 21、字新待井 1 番 3、字末広 1 番、9 番 1、10 番 1、10 番 2、26 番、29 番 1、29 番 2、31 番、32 番、35 番、35 番 1、36 番 1、37 番 1 から 37 番 3 まで、38 番から 41 番まで、41 番 2、42 番、44 番 1、44 番 2、45 番から 47 番まで、49 番、50 番、53 番 1 から 53 番 3 まで、58 番、60 番から 62 番まで、64 番、67 番、68 番、68 番 2、69 番、70 番 1、70 番 2、71 番、71 番 1、72 番、72 番 1 から 72 番 3 まで、73 番、74 番、74 番 1、74 番 3、75 番 1、75 番 2、76 番 1、76 番 2、77 番、78 番、78 番 1、78 番 2、79 番、80 番 1、80 番 2、81 番、81 番 1、82 番、82 番 2、83 番、83 番 1 から 83 番 4 まで、84 番 1、84 番 2、85 番、85 番 1、86 番、87 番、88 番 1 から 88 番 3 まで、89 番、90 番、90 番 1、91 番から 93 番まで、字寺浦 1 番 1、1 番 3、1 番 5、1 番 8 から 1 番 14

まで、1番16から1番26まで、1番28から1番37まで、1番41から1番47まで、1番49から1番59まで、1番61から1番76まで、2番、5番1、5番3、5番5、6番1、7番3、7番4、10番1から10番6まで、12番1、17番5、24番1、24番3、24番4、25番1、25番3から25番6まで、26番4、26番5、30番1、30番3から30番5まで、55番、58番2、62番1、62番2、68番1、68番2、69番1、69番3から69番6まで、字的場86番、87番1から87番5まで、88番2、98番1、98番2、100番、101番1、102番1、102番4、104番1から104番3まで、105番、106番1、119番1、119番3、字南散田225番1、225番2、226番2、226番3、233番2、235番2、236番2、237番1から237番4まで、238番から241番まで、241番1、242番、242番1、243番、243番1、字梅ノ木一丁目13番から15番まで、19番、21番、字梅ノ木二丁目1番1から1番3まで、1番5から1番28まで、2番1から2番23まで、3番1から3番3まで、4番1から4番7まで、5番1から5番15まで、6番1から6番8まで、7番1から7番13まで、7番15、8番から13番まで、字梅ノ木三丁目9番、13番、14番、16番、字梅ノ木四丁目1番1、1番3から1番21まで、2番1から2番20まで、3番1から3番21まで、4番1から4番7まで、5番1から5番9まで、6番から11番まで、字梅ノ木五丁目1番1から1番17まで、2番1から2番5まで、3番1、3番2、3番4から3番28まで、4番1から4番12まで、4番14、4番15、5番1から5番12まで、6番1から6番7まで、6番9から6番17まで、6番21から6番23まで、7番1から7番3まで、8番1から8番12まで、9番1から9番

12 まで、10 番から 17 番まで、中田町石森字駒
牽 82 番 1 から 82 番 3 まで、84 番 2、84 番
6、84 番 7、84 番 10 から 84 番 12 まで、85
番 1、85 番 3、87 番、88 番 1、89 番 1、89
番 3、89 番 4、90 番、91 番、91 番 1、96 番
1、96 番 2、97 番 1 から 97 番 4 まで、98
番、99 番 1、99 番 3 から 99 番 5 まで、100 番
1 から 100 番 3 まで、101 番 1、101 番 2、102
番 1 から 102 番 4 まで、106 番 1、107 番 1、
108 番 2、108 番 4、110 番 1 から 110 番 5 ま
で、404 番 2、404 番 3、404 番 6、404 番 7、
405 番、字南駒牽 44 番 2、45 番、51 番、字塚
崎 10 番 3、11 番 1 から 11 番 4 まで、13 番
1、13 番 2、14 番 1、14 番 5、14 番 6、17
番、字水神木 77 番 18、字本町 23 番、24 番、
24 番 1、25 番、25 番 1、26 番 1、26 番 2、
27 番、28 番、37 番 1 から 37 番 3 まで、39 番
1 から 39 番 3 まで、41 番、42 番、43 番 1、
43 番 2、44 番 1 から 44 番 3 まで、44 番 5、
45 番、61 番 1、63 番 2 から 63 番 6 まで、63
番 10、66 番 1 から 66 番 8 まで、68 番、68 番
4 から 68 番 8 まで、70 番、71 番 1、71 番
2、71 番 4、72 番 1 から 72 番 3 まで、73
番、75 番 2、89 番、89 番 1、89 番 2、90
番、90 番 1、90 番 2、90 番 4 から 90 番 6 ま
で、90 番 8、90 番 11、91 番 1、91 番 3、92
番 1 から 92 番 6 まで、93 番 1、93 番 2、94
番 1、95 番 1 から 95 番 3 まで、100 番、101
番 2、136 番 5、136 番 6、137 番 1、170 番、
171 番、字表 34 番 1 から 34 番 3 まで、34 番 6
から 34 番 9 まで、37 番 1 から 37 番 6 まで、
38 番 1 から 38 番 3 まで、39 番、40 番、41 番
1、41 番 2、42 番 1、42 番 2、54 番から 56
番まで、57 番 1、57 番 3、57 番 4、58 番 2、
59 番 1、59 番 3 から 59 番 5 まで、60 番 2、
65 番、66 番 1 から 66 番 3 まで、68 番 1 から

68番6まで、68番9から68番12まで、72番1、72番4、72番7から72番12まで、79番から81番まで、81番2、81番3、82番、82番1、82番2、83番、83番3、84番、85番1、86番1、87番1、87番2、89番2、89番4から89番8まで、89番11、89番12、90番1、90番2、90番4、91番1、91番2、92番、92番1、92番2、93番、93番1、93番2、94番1から94番8まで、95番1、95番2、96番1、97番1から97番4まで、98番、98番1から98番3まで、99番1から99番8まで、99番11、100番1、101番1、101番2、102番、107番1から107番6まで、108番1、110番4、114番、字館9番2、9番3、10番1、10番2、11番1から11番5まで、13番5から13番8まで、13番16、字加賀野一丁目22番11から22番16まで、64番、字加賀野二丁目25番18、25番19、25番22から25番26まで、27番5、28番2から28番4まで、82番、83番、86番、字加賀野三丁目1番1から1番8まで、2番1から2番5まで、3番1から3番4まで、3番7、3番9から3番18まで、3番20から3番27まで、4番1、4番2、5番1から5番17まで、6番1から6番9まで、7番1から7番41まで、8番1から8番10まで、8番12から8番28まで、8番30から8番32まで、8番34、8番36、8番37、9番1から9番22まで、9番23、10番から16番まで、17番1、18番1、19番、20番1から20番7まで及び21番から28番まで

登米市迫町新田字前沼 149番7、153番3、153番12、154番3、字新茂栗 67番1及び67番2

登米市中田町上沼字八幡山 75番3及び78番

登米市米山町字善王寺石神 68 番、75 番 2、80 番 2 及び 82 番 2	
登米市迫町佐沼字西館下 77 番 1、77 番 2、81 番 3 及び 82 番 1	
登米市中田町上沼字境前 14 番 2、15 番 1、16 番 1 及び 16 番 8	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 63 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年登米市条例第73号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年6月11日提出

登米市長 熊谷盛廣

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 災害対応特殊化学消防ポンプ自動車（Ⅱ型）購入 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約の金額 | 79,200,000円 |
| 4 契約の相手方 | 宮城県大崎市古川中里一丁目10番29号
株式会社 古川ポンプ製作所
代表取締役 氏家 英喜 |

議案第 64 号

市の境界変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、登米市と栗原市との境界を別紙のとおり変更することを宮城県知事に申請するものとする。

令和3年6月11日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

境界変更調書

登米市に編入する区域

栗原市若柳字下畑岡蓮田 1、2、3 の 1、3 の 2、4 から 31 まで、32 の 1、32 の 2、33 から 52 まで、147 の 2、148 の 2 及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部

栗原市に編入する区域

登米市迫町新田字沼崎 239 から 245 まで、265 の 2、266 の 2、267 の 2、268 の 2、269 の 2、270 の 2、271 の 2、272 の 2、273 の 3、273 の 4、274 の 2、275 の 2、276 の 2、277 の 2、278 の 2、279 の 2、280 の 2、282 から 328 まで、330 から 346 まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部

議案第 65 号

市の境界変更に伴う財産処分に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第5項の規定により、登米市と栗原市との境界変更に伴う財産処分については、別紙のとおり協議するものとする。

令和3年6月11日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

【別紙 議案第 65 号関係】

境界変更に伴う財産処分の協議書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 7 条第 5 項の規定により、登米市と栗原市との境界変更に伴う財産処分は、次のとおりとする。

なお、この財産処分の協議は、境界変更と同時に効力を生ずるものとする。

1 栗原市が所有する次の土地は、登米市の所有とする。

市町村名	字名	地番	地目	地積 (㎡)	備考
栗原市	若柳字下畑岡蓮田	道 136 の 1	公衆用道路	180.81	
		道 139 の 1	公衆用道路	5,023.49	
		水 302 の 1	用悪水路	38.84	
		水 309	用悪水路	883.97	
		水 317 の 1	用悪水路	100.02	
		水 319	用悪水路	185.71	
		水 321	用悪水路	1,240.91	
		水 322	用悪水路	418.89	
		水 323	用悪水路	1,218.87	
		水 326	用悪水路	208.52	
		小 計	公衆用道路	5,204.30	
			用悪水路	4,295.73	
				9,500.03	

2 登米市が所有する次の土地は、栗原市の所有とする。

市町村名	字名	地番	地目	地積 (㎡)	備考
登米市	迫町新田字沼崎	道 72 の 1	公衆用道路	10.45	
		道 72 の 2	公衆用道路	4,638.72	
		道 72 の 3	公衆用道路	75.78	
		水 62	用悪水路	270.35	
		水 64	用悪水路	977.57	
		水 70 の 1	用悪水路	3,051.11	
		水 83 の 1	用悪水路	1,498.16	
		水 84 の 1	用悪水路	39.68	
		水 84 の 2	用悪水路	117.59	

		水 86	用悪水路	510.72	
		水 87	用悪水路	201.75	
		水 87 の 1	用悪水路	41.75	
		水 90	用悪水路	506.99	
	小 計		公衆用道路	4,724.95	
			用悪水路	7,215.67	
				11,940.62	

登米市及び栗原市は、本協議書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 3 年 月 日

登米市迫町佐沼字中江二丁目 6 番地 1
登米市長 熊 谷 盛 廣

栗原市築館薬師一丁目 7 番 1 号
栗原市長 佐 藤 智

議案第66号

市道路線の認定、廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項及び第10条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を認定、廃止することについて、同法第8条第2項及び第10条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和3年6月11日提出

登米市長 熊谷盛廣

○認定路線

路線番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
13129	石打坂2号線	迫町北方字新八ノ森前104番1地先 迫町北方字新八ノ森前95番1地先（左）	
13365	石打坂3号線	迫町北方字新八ノ森前82番地先（右） 迫町北方字新八ノ森前91番1地先	
83168	石打坂・鴻ノ木線	迫町北方字日向前80番1地先 南方町鴻ノ木69番1地先	

○廃止路線

路線番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
13129	石打坂2号線	迫町北方字新八ノ森106番地先 迫町北方字新八ノ森92番地先	
83168	鴻ノ木・薬師島線	南方町鴻ノ木69番1地先 南方町新鶴江99番地先	

議案第 67 号

登米市辺地総合整備計画の策定及び変更について

登米市辺地総合整備計画を別添のとおり策定及び変更するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項及び同条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年6月11日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣